

井之頭小学校 改築に伴う隣地活用の検討について

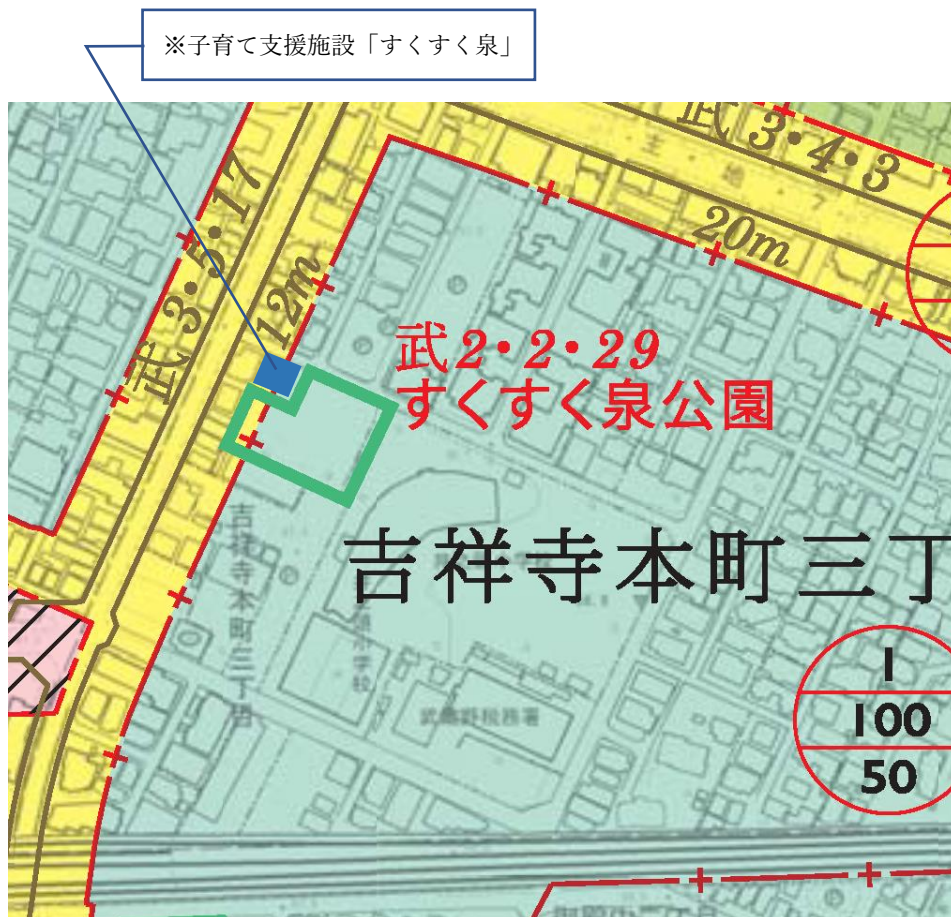
すくすく泉公園の位置づけ

都市計画法第11条第1項第2号に基づく都市施設として定められる公園です。平成25年10月11日武蔵野市告示第122号により計画決定されています。

法律で指定されている公園のため、学校用地として面積算入することはできません。なお、子育て支援施設のすくすく泉とすくすく泉公園は別々の敷地です。

※都市計画法とは

都市の健全な発展等を目的として定められている法律。



武蔵野市都市計画図